

平成21年度 秋田県長寿社会振興財団事業計画

I 基本方針

当財団は、平成元年7月に設立され、今年度で設立20周年という記念の年を迎える。

設立当初は、明るい長寿社会づくりを志向し、高齢者の生きがい健康づくりを实践する組織づくり、人づくり、気運づくりをめざし、健康・長寿に関する多様な事業を展開し、啓発普及に努めてきた。

その後、高度経済成長期が終焉し、バブル崩壊が始まるが、それでもまだ、「第2の人生を楽しく健やかに」等をテーマとした事業が推進されるなど、明るい長寿社会づくりを目指した余韻があった。こうした時に、平成12年度には、介護保険制度が施行され、高齢期の現実の問題にどう対応するかという、介護問題をはじめとした幅広い高齢者の諸課題への対応が求められる時代となり、健康・生きがい事業の推進から、誰もがいずれ抱える介護問題がクローズアップされるなど、高齢者のニーズに合わせた事業展開に当財団もシフトの変更の必要性が求められた。

また一方においては、いわゆる、団塊の世代の定年退職が始まっており、健康で活動的な高齢者の活力を活かした社会づくりが、一層重要になってきていることも、課題とされている。このように、生きがい健康づくりに関する多様化した高齢者ニーズの拡大に伴い、当財団は、明るい長寿社会づくり推進機構として、事業の範囲・内容等についてその変化が求められ、情勢を柔軟に捉えて推進することが求められてきている。

しかし、昨今の行財政改革の中で、第3セクターをめぐる動きとしては、非常に厳しい局面を迎えているところであるが、より効率的な事業運営を行い、高齢者の方々が、主体的に地域活動、社会参加活動等を行えるよう、積極的な情報提供や活動の支援を図ることが必要とされている。

一方、公益法人制度改革により、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、公益法人の認定を受けることが可能となったが、当財団としては、事業の公益性を考慮し、今年度中に認定の申請を行い、より公益的な事業展開を目指すこととする。

こうした状況を踏まえ、国や県と協調した事業を推進するとともに、市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、老人クラブ、関係機関・団体、その他のシニアの団体等と連携した事業の実施に努めることとし、次の事業に取り組むものとする。

明るい長寿社会づくり推進機構事業では、各関係機関・団体との協力体制のもとに、明るく活力ある長寿社会に向けて、県民の意識啓発を図るとともに、高齢者の生きがい健康づくりや仲間づくり支援事業として、秋田LL大学園の開催、いきいきねんりんピック、全国ねんりんピックへの選手派遣などの各種事業を幅広く展開するとともに、地域活動等を推進するために各圏域のロングライフアドバイザー連絡協議会などと連携をとりながら、高齢者の社会参加活動の促進を図る。

高齢者総合相談センター(シルバー110番)運営事業では、年々多様化・複雑化する心配ごと悩みごとに対して、専門相談では、法律相談、人生相談、福祉用具・住宅改修相談を実施する。

また、今年度、新たに県から受託した「高齢者権利擁護等推進事業」を実施するが、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応の支援など、地域包括支援センターをはじめ、市町村・関係相談機関等との連携を図り、県民が安心して相談できる相談センターを目指し、相談体制の充実を図る。

介護実習・普及センター運営事業では、県民各層に対する介護意識の啓発、介護知識・技術の普及を図るとともに、家族介護者や介護従事者の介護知識・技術の向上を図るため、各種講座や実習を実施し、資質向上と最新の知識・技術の普及を図る。

その中で、訪問介護員適正実施研修や介護予防従事者研修を実施し、訪問介護や介護予防に従事する職員の資質向上を図るとともに、県民の介護予防に関する意識啓発や県民の健康意識の向上、身体機能の維持向上にも力を入れ取り組む。

また、在宅生活の継続を図る上で、不可欠な福祉用具と住宅改修については、展示・情報提供・相談等を行い、福祉用具・住宅改修に関する普及啓発、利用促進を図るとともに、介護支援専門員等、専門職種を対象とした研修を実施し、適切な福祉用具の導入と住宅改修が行われるよう支援する。

認知症予防普及啓発事業では、「認知症になっても出来るだけ住みなれた地域で支えあいながら暮らし続ける」ことができるよう、認知症の理解を深めると共に、支える人々を養成する(認知症サポーター)指導者を養成し、各市町村の地域づくりを支援する。

介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員(ケアマネジャー)に係る事業として、実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等の内容の充実強化を図る。

一昨年度に介護支援専門員の更新制度の導入、研修内容が改正されたが、実務研修や専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修、更新研修、主任介護支援専門員研修等を実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。

平成18年度から施行された「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービス事業者を選択する際の判断に資する情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るために実施されている。

公表の対象サービスは、18年度から随時追加され、21年度には、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護サービス等の15サービスが追加され、最終的には、50サービスの報告・調査・公表が実施される予定である。

本制度が円滑に運営されるよう、制度施行支援事業を県から受託し、調査員養成、並びに制度のPRを実施することとしている。

また、小規模多機能型居宅介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービスの外部評価機関については、当財団に登録された評価調査員の資質向上に向け、研修内容の充実を図るとともに、介護サービスの質の向上を目指す。

さらには、引き続き賛助会員制の普及啓発を図るとともに、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興・啓発を図るものとする。

Ⅱ 事業の基本的な柱

1. 法人の適正運営

(1) 会務の運営

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 監事会の開催

(2) 公益財団法人の認可申請

2. 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施

- (1) 高齢者の生きがいと健康づくりに関する情報収集・提供
いきいき長寿あきたログ情報発信（新規）
- (2) 高齢者の健康づくり及び創作活動等の推進
（全国健康福祉祭への派遣、スポーツ交流会の開催、福祉・文化の集いの開催）
- (3) 高齢者の社会参加活動の推進
（秋田LL大学園の開催、ロングライフアドバイザーの活動促進）
- (4) 仲間づくり支援事業の実施
（グループ活動実態調査、仲間づくり支援相談員の設置）

3. 高齢者総合相談センター（シルバー110番）運営事業の実施

- (1) 各種相談活動の実施（シルバー110番なんでも相談の実施）
- (2) 高齢者権利擁護等推進事業の実施（新規）
（定期相談会、事例検討会、研修会の開催）
- (3) 各相談機関との連携強化及び相談員等の研修の実施
（連絡会議の開催、相談員研修会の開催、各相談機関との連携）
- (4) 各種情報の収集・提供
- (5) 高齢者向け住宅改修の促進と福祉機器等の利用の啓発

4. 介護実習・普及センター運営事業の実施

- (1) 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業の実施（各種講座の開催）
- (2) 介護サービス適正実施事業の実施
（福祉用具・住宅改修研修、訪問介護員適正実施研修）

- (3) 介護予防従事者研修事業の実施
- (4) 介護専門職員を対象とした高度な介護知識・技術研修の実施
- (5) 介護予防実践講座の開催
- (6) 認知症予防普及啓発事業の実施(新規)
- (7) 福祉用具普及事業の実施(福祉用具の展示、福祉用具・住宅改修に関する相談・助言、福祉用具の利用方法、利用手続き等の情報提供、情報資料の作成)

5. 介護支援専門員養成事業の実施

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施
- (2) 介護支援専門員実務研修、現任研修（基礎研修、専門研修Ⅰ・Ⅱ）等の実施
- (3) 主任介護支援専門員研修の実施
- (4) 介護支援専門員更新研修・再研修の実施

6. 介護サービス情報公表センターの運営事業の実施

- (1) 指定介護サービス情報公表センターの運営
- (2) 「介護サービス情報の公表」制度施行支援事業の実施
- (3) 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）の外部評価の実施

7. シルバーサービス振興事業の実施

- (1) 介護保険セミナー・生きがいセミナー等の開催
- (2) シルバーサービス展の開催

Ⅲ 法人の適正運営

1. 理事会・評議員会の開催

寄附行為の定めるところにより、定例理事会・評議員会を年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

定例理事会、評議員会 平成21年5月、平成22年3月

2. 監事会の開催

平成21年4月

3. 公益財団法人の認可申請

今年度中に、公益財団法人認可の申請を行い、より公益的な事業展開を進める。

Ⅳ 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、県、市町村、関係機関・団体と連携し、高齢者の生きがい活動、スポーツ・健康づくり活動等を推進する組織づくりを図り、高齢者の社会参加活動の振興を図る。

1. 高齢者の生きがいと健康づくりに関する情報収集・提供

(1) 情報誌による高齢者向け情報の発信

・秋田魁新報社が発行する生活情報誌「郷」を通じて、高齢者向けの総合的な情報を発信して、明るい長寿社会に向けての啓発・普及を図る。

(隔月発行予定)

- ・生きがい健康づくり情報
- ・介護に関する情報
- ・高齢者総合相談Q&A、高齢者関係相談機関の紹介

(2) いきいき長寿あきたログ情報発信（新規）

(3) 視聴覚機材、スポーツ用具等の情報提供

(4) 財団事業紹介等のホームページの運営

財団の各種事業の紹介と参加者募集にインターネットを活用した情報を発信する。

2. 高齢者の健康づくり及び創作活動等の推進

(1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣

- ・高齢者の健康づくり及び生きがいの高揚を図ることを目的に開催される、ねんりんピック北海道・札幌2009に参加者を派遣する。

- ・名称 第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会
- ・期日 平成21年9月5日(土)～9月8日(火)
- ・会場 北海道 13市3町
- ・派遣予定 130名
- ・参加種目 (予定)

- ・スポーツ交流大会 (10種目)
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ゴルフ、ペタンク、マラソン、弓道、剣道
- ・ふれあいスポーツ交流大会 (8種目)
パークゴルフ、グラウンド・ゴルフ、ウォークラリー、太極拳、ソフトバレーボール、サッカー、水泳、ボウリング
- ・文化交流大会 (3種目)
囲碁、将棋、俳句
- ・その他のイベント
美術展、シンポジウム、健康福祉機器展、「長寿社会・私の主張等コンクール、シルバーファッションショー、音楽文化祭、ふれあい広場等の関連イベント

- ・会議等 選手選考委員会 担当者全国会議 選手結団式
- ・過去の開催地及び今後の計画

第15回	平成14年度	福島県	第23回	平成22年度	石川県
第16回	平成15年度	徳島県	第24回	平成23年度	熊本県
第17回	平成16年度	群馬県	第25回	平成24年度	宮城県・仙台市
第18回	平成17年度	福岡県・福岡市 北九州市	第26回	平成25年度	高知県
第19回	平成18年度	静岡県・静岡市	第27回	平成26年度	栃木県
第20回	平成19年度	茨城県	第28回	平成27年度	山口県
第21回	平成20年度	鹿児島県	第29回	平成28年度	長崎県
第22回	平成21年度	北海道・札幌市			

(2) いきいき長寿あきた2009ねんりんピクースポーツ交流会の開催

- ・メイン期日 平成21年9月26日(土)
- ・会場 秋田市八橋第2球技場 他
- ・実施内容

実施種目（12種目）

卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、
弓道、剣道、グラウンドゴルフ、太極拳、囲碁、将棋

・参加選手 約1,200名

(3) いきいき長寿あきた2009ねんりんピック—福祉・文化の集い—の開催

- ・期日 平成21年11月7日（土）
- ・会場 中央シルバーエリア
- ・実施内容 いきいき講演会
シニアグループ活動発表

(4) 高齢者のいきいき美術展の開催

- ・期日 平成21年11月6日（金）～8日（日）
- ・会場 中央シルバーエリア

(5) おじいちゃん・おばあちゃんの絵画展

- ・期日 平成21年11月4日（水）～8日（日）
- ・会場 中央シルバーエリア

3. 高齢者の社会参加活動の推進

(1) 秋田LL大学園の開催

学びながら仲間づくりもできる入門講座として実施する。

- ・一般講座 メイン会場 秋田会場（秋田市）
オプション会場 県北会場（大館市）、県南会場（湯沢市）
- ・受講期間 各会場6月～1月、毎月1回、1日3講座
- ・特別講座（公開講座）年1回
- ・県内交流学習
- ・OB会活動の支援

(2) シニアボランティアの活動促進

高齢者のボランティア等に関する研修会などを実施し、実践的な活動の場を提供するなど活動を促進する。

- ① ロングライフアドバイザーの活動促進
県内9圏域にあるロングライフアドバイザー連絡協議会の運営を支援し、活動の促進を図る。
- ② 若年シニアのための、ロングライフアドバイザーとの協働による地域活動の展開を模索し、その活動を支援する

(3) サラリーマンシニア社会活動の支援

サラリーマンOBの地域における活動を支援する。

- ① 秋田シニアネットワーク運営委員会の開催（月1回、計12回）
- ② 秋田シニアネットワーク活動支援（月1回、計12回）
 - ・定期的なイベント（施設見学、講演会、講習会、旅行など）
- ③ サラリーマンシニア連絡協議会への研修参加

4. 仲間づくり支援事業の実施

県内で同じ趣味や興味を持つ高齢者が集まって行なっているサークル活動の情報収集及び提供、また新しいサークルを結成しようとしている高齢者への指導・助言を行い、家庭に引きこもりがちな高齢者の社会参加活動の推進を図る。

また、県内各地で活動している生きがい関連団体との懇談会を開催し、意見交換を図り、生きがい健康づくりの活動の普及・促進を図る。

- (1) 県内高齢者グループ活動、サークル活動の情報収集のための実態調査の実施
- (2) サークルの新規結成にかかる指導・助言
- (3) 仲間づくり支援相談員の設置
- (4) 生きがい関連団体との懇談会の開催

V 県高齢者総合相談センター（シルバー110番）の運営事業の実施

高齢者及び高齢者をかかえる家族の各種の悩みごと、心配ごとの相談に応じその解決の手助けを行うとともに、福祉用具の展示紹介や、高齢者向けの総合的な情報の収集・提供等を行うほか、各種相談機関との連携を強め、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図る。

また、全市町村に設置されている地域包括支援センターが行っている権利擁護業務等の支援を図るため、県から新たに受託する「高齢者権利擁護等推進事業」を実施し、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応の支援など相互に連携を図り、県民への啓発・普及を推進する。

さらに、県内の各種相談機関で構成する、「県被害者支援連絡協議会」、「心のセーフティネット」、「法テラス地方協議会」、「高齢消費者安心ネット推進会議」等との連携を図り、県民の抱えている悩みごと、心配ごとの相談に応ずることとする。

また、介護実習・普及センターとの連携を図り、住宅改修のモデルルーム、福祉用具の展示・啓発・相談等、その機能を有効に活用するとともに、県民が利用しやすい運営体制を整備し、関係機関との連携を一層図るものとする。

【事業内容】

1. 各種相談活動の実施

(1) 一般相談及び専門相談の実施

一般相談（くらしの一般相談、保健・介護相談等）については、常時相談に応じるものとし、専門相談（法律、人生、高齢者権利擁護定期相談、福祉用具住宅改修相談）については、引き続き充実・強化を図り、効率化を進める。

- | | |
|---------|---|
| 1) 相談日 | 月曜日から土曜日まで毎日
(但し、日曜日、祝祭日、年末年始はお休み) |
| 2) 開設時間 | 一般相談 午前9時から午後5時まで
専門相談 午後1時から午後4時まで |
| 3) 相談方法 | 電話、来所、文書等 |
| 4) 相談内容 | |
| ①一般相談 | 家族や人間関係、老後の不安、施設入所、在宅福祉サービス、健康・保健・介護、就労等に関する相談
(常勤相談員) |
| ②専門相談 | 法律、人生、高齢者の権利擁護定期相談、福祉用具・住宅改修等、専門的分野に関する相談
(専門相談員) |

5) 専門相談員及び相談日

相 談 分 野	相 談 員	相 談 日
法 律 相 談	弁 護 士	第 2 ・ 第 4 火 曜 日
人 生 相 談	学 識 経 験 者	第 1 水 曜 日
高 齢 者 権 利 擁 護 定 期 相 談	弁 護 士 ・ 社 会 福 祉 士	奇 数 月 第 3 木 曜 日
福 祉 用 具 ・ 住 宅 改 修 相 談	医 療 ・ 福 祉 ・ 建 築 の 専 門 家	随 時

(2) 「シルバー110番なんでも相談」の開催

高齢者の一日総合相談を開設し、悩みごと心配ごとの解決を図るとともに、高齢者総合相談センター利用促進のためのPRも併せて行う。
また、必要に応じて関係専門相談機関と連携し、特別相談を行う。

期 日 平成21年9月17日(木) 13時から16時まで
場 所 中央シルバーエリア

2. 高齢者権利擁護等推進事業の実施(新規)

本事業は、成年後見制度の活用、高齢者虐待、消費者被害等を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、県内の権利擁護の取り組みを支援することを目的とする。

(1) 定期相談会の開催

成年後見制度の手続き、虐待対応等困難事例への対応等、高齢者の権利擁護に関する専門的な相談を地域包括支援センターや、高齢者本人、その家族等から受け、弁護士、社会福祉士等が対応する。

奇数月(年6回) 第3木曜日(午後1時～4時まで)

(2) 事例検討会の開催

市町村や地域包括支援センター等からの権利侵害、虐待、消費者被害等の困難事例への対応等の事例検討会を開催し、弁護士、社会福祉士等の支援を通じ、事例を通し対応のあり方を学ぶとともに、相互の連携のもとに、今後の地域の相談活動に活かす。

県北、県央、県南の3カ所で開催(開催地の地域包括支援センターと連携)

(3) 研修会の開催

高齢者の権利擁護に関する普及や取り組みの促進を目的とした、先進事例や活動状況の紹介、情報交換等の内容の研修会を開催する。

県央1カ所で開催

3. 各種相談機関との連携強化及び相談員等の研修の実施

(1) 高齢者関係相談機関連絡会議並びに高齢者関係相談員研修会の開催

各地域で高齢者関係相談に係わっている市町村、市町村地域包括支援センター、市町村社協等、県段階の各相談機関等を対象に相談状況や高齢者をめぐる課題・問題点等について意見交換し、併せて関係機関の連携強化を図るため、連絡会議を開催する。また、必要に応じて相談員研修会を開催する。(年1回開催)

(2) 各種相談機関との連携

県内の各種相談機関で構成する、「県被害者支援連絡協議会」、「心のセーフティネット」、「法テラス地方協議会」、「高齢消費者安心ネット推進会議」等との連携を図り、県民の抱えている悩みごと、心配ごとの相談に応じる。

4. 各種情報の収集・提供

高齢者向けの各種情報（福祉、保健、医療、就労、生きがい等）の収集については、中央並びに他の情報提供機関とのネットワークをさらに強化し情報収集・提供し、啓発に努める。

また、高齢者の介護や相談に関する資料を作成するなど、随時、市町村・社会福祉協議会・民生委員児童委員・老人クラブ等の関係機関、団体等に対して情報を提供し、介護保険サービスをはじめとした行政施策・諸制度の利用の促進を図る。

5. 高齢者向け住宅改修の促進と福祉機器等の利用の啓発

介護実習・普及センターと連携し、福祉用具展示コーナーとして、住宅改修モデルルームや福祉用具の展示等を行い、機器・用品の紹介、相談も併せて行う。

6. 運営委員会の開催

関係機関・団体等で構成する高齢者総合相談センター運営委員会を開催し、相談事業の適正かつ円滑な運営を図る。(年1回)

平成21年度 秋田県高齢者総合相談センター相談日

平成21年 4月1日

		月	火	水	木	金	土	備 考
くらしの一般相談		○	○	○	○	○	○	午前9時～午後5時
保健・介護相談		○	○	○	○	○	○	
専 門 相 談	法 律 相 談		○					第2・第4火曜日 午後1時～午後4時
	人 生 相 談			○				第1水曜日 午後1時～午後4時
	高齢者権利擁護 定期相談会 ※受託事業				○			奇数月 第3木曜日 午後1時～午後4時
	福祉用具・住宅改修 相談 ※自主事業	○	○	○	○	○	○	随 時 午後1時～午後4時

※日曜日、祝祭日、年末年始は休み。

※専門相談の相談時間は午後1時～午後4時までです。事前に予約が必要。

※人生相談は、第1水曜日が祝祭日のときは、翌日を相談日とする。

※高齢者権利擁護定期相談会を秋田弁護士会、県社会福祉士会、地域包括支援センター等と連携を図り行う。

※「福祉用具・住宅改修相談」については、建築士、理学療法士、県作業療法士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の協力を得て自主事業として行う。

VI 介護実習・普及センター運営事業の実施

高齢なっても、介護が必要となっても、地域で支えあいながら、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるように、介護の研修や実習等を通じて県民各層に対し、介護予防も含めた介護知識・技術の普及を図り、高齢社会を皆で支えあうという考え方を広く啓発する。

また、福祉用具の展示・相談、研修体制を整備し、在宅生活の基盤整備が適切に進められるよう相談に応じる。介護支援専門員等に対し研修を実施し、福祉用具・住宅改修の普及啓発と知識・技術の習得を図り、サービスの質の向上と適正なサービス利用を促進する。

1. 介護実習・普及事業の実施

(1) 高齢者の生活支援のための意識啓発事業の実施

① 県民各層への介護知識の普及・啓発、介護知識技術の習得

○各講座の開催

- ・介護選択コース（随時）
- ・介護テーマ別講座（3H、8回、30人／回）

○講演会・セミナーの開催（共催等）（3H、2回、150／回）

高齢者介護に関する意識の啓発や基礎知識の習得と最新情報の提供を目的に実施。

2. 介護サービス適正実施事業の実施

(1) 福祉用具・住宅改修研修事業の実施

利用者のニーズに対応できる、より質の高いサービス提供を目的に、地域包括・在宅介護支援センター職員、介護支援専門員等を対象に、効果的な福祉用具の選定や活用方法及び住宅改修等の知識・技術の修得を図る。

- ・対象者 地域包括・在宅介護支援センター職員・現任介護支援専門員・OT
・PT等
- ・研修回数 1日×1回 100人／回
1日×1回 50人／回

(2) 訪問介護員適正実施研修事業（サービス提供責任者実務研修）の実施

サービス提供責任者の業務・役割を明確にし、訪問介護サービスの適正実施と質の向上を図る。

- ・対象者 訪問介護サービス事業所のサービス提供責任者
- ・研修回数 1回、2日間、60人／回

3. 介護予防従事者研修事業の実施

介護予防関連事業に従事する者の資質向上を図るための研修を実施し、県内における介護予防関連事業の円滑で効果的な実施の促進を図る。・対象者 介護予防関連事業の実施担当者

- ・研修回数 1日、2回、100人／回
- ・研修内容 ①介護予防を地域で効果的に進めるために実践事例から学ぶ
②個別の介護予防プログラムの実施方法、安全管理、評価方法等
 - ・運動機能と口腔 ・運動器と（心のケア）認知症

4. 介護専門職を対象とした高度な介護知識・技術研修事業の実施

(1) 介護専門職介護講座の実施

ケアを要する人に質の高い介護を提供するため、高齢者の身体状況や特性を踏まえ、最新の知識、技術を習得し、介護の現場で実践できる能力を養う。

- ・対象者 介護現場で働いている訪問介護員、介護保険施設の介護員、看護職員等
- ・研修回数 (80人／回、3日×2回)
- ・研修内容 高齢者の口腔と嚥下、皮膚疾患と褥瘡、泌尿器疾患と排泄ケア、感染症と薬の知識などに関する介護技術・介護方法、他専門職との連携等

(2) 訪問介護従事者現任研修の実施

在宅の介護現場で必要とされる介護の知識・技術の習得を図る。

- ・対象者 訪問介護の現場で働いている訪問介護員
- ・研修回数 (40人／回、2日×2回)
- ・研修内容 高齢者の心身の特性、介護技術、介護方法、他専門職との連携等

(3) 移動・移乗の技術研修の実施

寝たきりから起こる廃用性症候群を予防するための体位交換技術を習得し、その技術の普及を図る。

- ・対象者 介護の現場で働いている介護員（訪問看護・訪問介護員、施設職員等）
- ・研修回数 (初級編50人／回、2日×1回、)
- ・研修内容 寝たきりを予防し、自立を促す身体の動かし方

(4) 安心・安全・安楽な移動・移乗の技術研修の実施（実技）

福祉用具の有効かつ適正利用により、日常生活の自立を図る。

介護者の腰痛を防ぐ介護技術の普及と移動・移乗用具の普及を図る。

- ・対象者 介護・看護従事者・OT・PT等
- ・研修回数 (50人/回、1日×1回)
- ・研修内容 福祉用具の有効かつ適正利用により、自立を促す身体の動かし方
介護者の腰痛を防ぐ介護技術の習得、移動・移乗用具の普及

(5) 福祉用具展示・研修会の実施

福祉用具の有効かつ適正利用により、日常生活の自立が図られるよう、見て、触れて、試せる場を提供し、用具の適正な普及を図る。

- ・対象者 一般県民、サービス提供者
- ・研修回数 1日、1回、500名/回
- ・協力機関 日本福祉用具供給協会等

5. 介護予防実践講座の実施

できるだけ健康状態を保ち、身体機能の維持向上を図り、自立した生活を営むことができるよう、自らその予防的な視点や方法を学び、日常生活の中で継続して実践することができるよう研修を行う。

- ・対象者 一般県民、介護従事者
- ・研修回数 1日、2回、50名/回（1回は一般高齢者 1回は介護従事者）

6. 認知症予防普及啓発事業の実施（新規）

認知症高齢者が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する理解を深め、地域で共に支えあう町づくり・人づくりを推進する。

キャラバンメイト養成講座を開催し、市町村の町づくりと人づくりとを支援する。

- ・対象者 市町村の保健師等（地域包括、行政）
地域づくりに関れる人で要件を満たす者
- ・研修回数 3回（県北部・県央・県南部でメイト養成未実施の市町村）
6時間×3回

7. 福祉用具普及事業の実施

(1) 福祉用具の展示

- ・モデルルーム、展示コーナーに多様な福祉用具を常設展示し、その普及を図る。
- ・福祉用具供給事業者等の関係機関との連携を図り、最新の福祉用具の展示に務め、適正な利用促進を図る。

(2) 福祉用具・住宅改修等に関する相談・助言

- ・モデルルーム等を活用し、助言・指導を行う。
- ・福祉用具・住宅改修についての相談は、センター職員が対応するが、職能団体等の協力も得て行う。

(3) 福祉用具の利用方法、利用手続き等の情報提供、情報資料の作成

- ・各種講習会の場を活用し、実際に利用方法等の情報を提供し、利用を支援する。
- ・財団インターネット、ホームページによる情報の提供を行う。

8. その他介護実習・普及に関連する事業の実施

(1) 介護実習・普及センター運営委員会の開催

介護実習・普及事業の円滑な実施を図るため、運営委員会を開催する。

(2) 介護機器普及事業運営協議会の開催

介護機器普及事業の円滑な実施を図るため、運営協議会を開催する。

Ⅶ 介護支援専門員養成事業の実施

介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る事業として、実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等の研修内容の充実強化を図る。

また、平成18年度に介護支援専門員の登録制度・更新制度の導入に伴い、研修内容が改正されたが、実務研修や専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修、更新研修、主任介護支援専門員研修等を引き続き実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。

1. 介護支援専門員実務研修受講試験の実施（県指定実施機関）

介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、必要な専門知識等を有していることを確認するために試験を行う。

- ・実施期日 平成21年10月25日（日）
- ・会場 秋田市及び近郊の公立高校・大学、研修施設
- ・受験者数 1,700人（予定）

2. 介護支援専門員実務研修、現任研修（基礎研修・専門Ⅰ・Ⅱ研修）等の実施

（1） 介護支援専門員実務研修の実施（県指定実施機関）

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者に対して、介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成する。

- ・期間 平成22年1月～平成22年3月まで
- ・実施場所 秋田市で開催（前期3日間、後期4日間を3組で実施）
- ・実施方法 前期・後期合わせて概ね45Hの受講時間
- ・受講予定者数 340人（合格率20%を想定） 受講者数により回数を決定

（2） 介護支援専門員現任研修等の実施

介護保険制度の円滑な運営に必要な知識、技術の習得など、介護支援専門員の経験年数別に、その資質の向上のための研修等を実施する。

① 実務従事者基礎研修の実施（県指定実施機関）

現行の介護支援専門員実務研修を修了し、実務に就いた後、1年未満の方を対象として、ケアマネジメントのプロセスを振り返ることを主な内容とした基礎研修を実施する。なお、原則として対象者全員が受講することとする。

（4日間×2組、28H）

② 専門研修課程の実施（県指定実施機関）

- 1) 実務に就いた後6ヶ月以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅰ」を実施する。
(6日間×2組、33H)
- 2) 実務に就いた後3年以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅱ」を実施する。
(介護保険制度及びケアマネジメントをめぐる当面の課題、居宅サービス計画の作成、モニタリング、再アセスメント、ケアプランの修正の過程に習熟し、レベルアップを図る演習や、サービス担当者会議の運営方法、他職種間の連携方法の習熟、スーパービジョンの習得の方法を学ぶ)。
(3日間×3組、20H)

3. 主任介護支援専門員研修の実施(県受託事業)

介護保険制度の改正により、地域包括ケアの中核的役割、ケアマネジャーへの支援困難事例の支援、日常的な支援、職場内において、ケアマネジャーに対し適切なスーパーバイズの実施を行う役割を担う人材として、主任介護支援専門員が創設された。この地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に配置される主任介護支援専門員を養成する。研修受講対象は、実働経験5年以上の者を対象とする。

内容は、スーパーバイズ、対人援助技術、地域資源の活用等についての研修を予定している。(9日間、66H、80人)

4. 介護支援専門員更新研修の実施(県指定実施機関)

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課することにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の向上を図り専門職としての能力の保持・向上を図る。

介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者で次のいずれかに該当する者について、更新研修を実施する。

(1) 介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

介護支援専門員実務研修相当の研修を受講することとする。

(前期3日間、後期4日間の2組で実施予定、概ね45H)

(2) 介護支援専門員として実務に従事している者又は、従事していた経験を有する者

介護支援専門員専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱ相当の研修を受講することとする。

専門研修課程Ⅰ相当	6日間×2組、33H
専門研修課程Ⅱ相当	3日間×3組、20H、合計
	53H

5. 介護支援専門員再研修の実施(県受託事業)

介護支援専門員として実務についていない者、又は実務から離れている者が実務に就く際、介護支援専門員としての必要な知識、技能の習得を図る。

登録後5年以上実務に従事したことがない者又は、実務経験はあるが、その後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに員証の交付を受けようとする者について、再研修を実施する。

介護支援専門員実務研修相当の研修を受講することとする。

(前期3日間、後期4日間の2組で実施予定、概ね45H)

Ⅷ 介護サービス情報の公表事業の実施

1. 指定介護サービス情報公表センターの運営

平成18年4月から施行された、「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービス事業者を選択するにあたっての、判断に資する情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るために実施されたが、当財団では、県から介護サービス情報の公表センターの指定を受け、制度が円滑かつ適正に施行されるよう運営の充実に努める。

■介護サービス情報制度の実施方法等

(1) 情報の公表を行う介護サービスの種類

平成18年度からは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム又は有料老人ホーム）、福祉用具貸与、居宅介護支援・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の9サービス、19年度は、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の3サービスが追加され、20年度には、既存の12サービスと同類型の介護予防サービス、地域密着型サービスの一部を追加し、13類型35サービスの報告・調査・公表が実施されている。

21年度は、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護サービス等の15サービスが追加される予定であり、最終的には、50サービスの報告・調査・公表が実施される予定である。

(2) 介護サービス情報の内容

- ・基本情報（職員体制、利用料金等の基本的な事実情報）
- ・調査情報（介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無等の事業所が報告した内容について、調査機関から調査員が訪問し、事実確認の調査を行うもの）

(3) 報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画の策定

本県における全ての公表対象事業所が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年実施するが、これを効率的かつ円滑に行う観点から報告計画、調査計画及び情報公表計画を定める。

(4) 事業者による報告

(5) 報告の受理

(6) 調査実務の実施

(7) 情報の公表

計画に基づき、事業者ごとの基本情報及び調査情報の調査結果を公表する。

公表の方法は、インターネットによる方法と利用者等からの要請に応じて、紙

媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

(8) 苦情等の対応

- ・ 苦情対応窓口等の公表
- ・ 苦情等の対応

2. 「介護サービス情報の公表」制度施行支援事業の受託

(1) 事業の目的

「介護サービス情報の公表」制度が円滑かつ適正に施行されるよう調査員の養成並びに制度のPRを実施する。

(2) 事業実施内容

① 調査員の養成

調査員を養成するため、調査員養成研修を実施する。

② 制度のPRその他の実施

「介護サービス情報の公表」の円滑な施行を図るため、市町村、介護サービス事業者、利用者・利用者家族向けに、啓発用パンフレットを作成し、公表制度のPRを図る。

3. 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）の外部評価の実施

従来、県から認知症対応型共同生活介護サービスの外部評価機関として選定を受けていたが、今年度は、小規模多機能型居宅介護サービスの外部評価機関としても選定を受ける予定としている。

この評価事業を行うことにより、地域密着型サービスの質を高めるとともに、評価結果の公表を通じて、利用者の適切なサービス選択を支援する。

(1) 外部評価の対象

地域密着型サービスに位置づけられている、小規模多機能型居宅介護サービスと認知症対応型共同生活介護サービスについて、市町村から指定を受けている事業所が対象となる。

- ・ 小規模多機能型居宅介護サービス 平成21年3月1日現在 33ヶ所
外部調査予定箇所数 (8ヶ所を予定)
- ・ 認知症対応型共同生活介護サービス 平成21年3月1日現在 166ヶ所
外部調査予定箇所数 (40ヶ所を予定)

(2) 評価調査員研修の実施

当財団に登録している県内医療・保健・福祉関係者 47名の外部評価調査員のレベルアップを図るため、連絡会議を開催し、研修・情報交換等を行なう。

(3) 評価審査委員会等の開催

外部の専門家等で構成する評価審査委員会を設置し、評価に関して地域密着型サービス事業所から異論があった場合等必要に応じ審査を行う。

また、定期的に委員会を開催して、評価事業全般の運営の適正化を図る。

(2回開催予定)

Ⅸ シルバーサービスの振興事業の実施

介護需要の増大と、介護サービス供給量の拡大に伴い、規制緩和に伴う参入事業者の多様化や、消費者の価値観の変化に対応した取り組みが必要となっている。

また今後は、さらなる高齢者のニーズの多様化が予想されており、公的サービスのみならず、通常の市場として相対契約の下で提供されるサービスとを選択、契約し、利用していくことになる。

このようにシルバーサービスの振興は、高齢者を取りまく環境の変化と、今後の市場動向を踏まえ、新たなステージを迎えつつある。このような中で、次の取り組みを展開し、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興を図る。

1. 介護保険セミナー、生きがいセミナーの開催

引き続き賛助会員制の普及啓発を図るとともに、介護保険セミナー、生きがいセミナー等を開催し、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興を図る。

・介護保険セミナー・生きがいセミナー 年3回開催

2. シルバーサービス展の開催

シルバーサービス展等を開催し、シルバーサービスに関する啓発普及を図る。

・平成21年11月開催予定(福祉・文化の集いと合同開催)